

ふくおか県央環境広域施設組合規則第11号

ふくおか県央環境広域施設組合職員の再任用に関する条例施行 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合職員の再任用に関する条例(平成31年条例第14号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用の原則)

第2条 再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第13条に規定する平等取扱いの原則、法第15条に規定する任用の根本基準及び法第6条の規定に違反してはならない。

2 法第28条の4第1項に規定する定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(人事異動通知書の交付)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 再任用を行う場合
- (2) 再任用の任期を更新する場合
- (3) 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- (4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(報告)

第4条 法第6条第1項その他の法律の規定により任命権を有する者は、毎年5月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を組合長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。